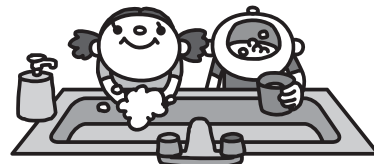


インフルエンザ予防接種を 受けましょう

インフルエンザウイルスは感染力が強く、毎年変異を繰り返すため天然痘のように撲滅してしまいうことができません。そのため毎年インフルエンザワクチン（以後ワクチン）の接種が必要になります。特に、高齢者の方と、乳幼児には接種をお勧めします。

町	立	病	院
だ	よ	り	



インフルエンザワクチンは効くの？

最近の研究では、高齢者(65歳以上)の発病を34～55%抑制し、死亡を約80%抑制するという結果が出ています。また、健康成人における予防効果は70～90%と推定されています。よく「型が合わない」と言われますが、ワクチンを作る株(3種類)は、毎年選定されていますので、型は高い確率で合致します。副反応は14～16%と高率ですが、ほとんどは皮膚の発赤などの軽いものです。しかしたまに激しい症状が出る場合がありますので、かかりつけの病院か、きちんと問診をした上で接種してくれる医療機関で受けましょう。

高齢者の方にワクチンの接種をお勧めする理由

高齢者におけるインフルエンザの特徴として、食欲不振が挙げられます。食欲不振による栄養状態の悪化は、心血管障害、糖尿病などのいわゆる「持病」を悪化させます。また、肺炎の発症率も高く、80歳以上では10%以上の方に発症がみられます。そのため、インフルエンザによる死亡率は若年者に比べ大変高くなっています。また、高齢者に接する機会の多い方も、感染源にならないために接種をしておいたほうがよいでしょう。

乳幼児にワクチンの接種をお勧めする理由

乳幼児におけるインフルエンザで最も怖いのはインフルエンザ脳症です。インフルエンザ脳症の約9割が乳幼児で発症し、致死率は10～30%とされています。また、初感染で免疫が無い場合、症状が重くなります。高齢者の場合と同じ理由で、ご両親、同居している方なども接種をしておいたほうがよいでしょう。

新型インフルエンザについて

現在人から人へは感染しませんが、ごくまれに鳥から人に感染する「鳥インフルエンザ」が、人から人へと感染するようになったものが「新型インフルエンザ」です。もし一人の人が同時に鳥インフルエンザと、Aソ連型のような人から人へと感染するインフルエンザにかかった場合、

人から人へと感染する鳥インフルエンザ＝「新型インフルエンザ」

が誕生する可能性があります。現在使われているワクチンは、もちろん鳥インフルエンザには効果はありませんが、新型インフルエンザの発生を少しでも遅らせるためにも、普通のインフルエンザにかからないことは大切なことなのです。

【和水町立病院日曜宿日直医】

☎86・3105

10月5日(日)	日直：内科	宿直：内科
10月12日(日)	日直：内科	宿直：内科
10月13日(月)	日直：外科	宿直：外科
10月19日(日)	日直：内科	宿直：内科
10月26日(日)	日直：外科 内科	宿直：外科 内科

※町立病院の日直医・宿直医は、変更になる場合があります。医師にかかる前には、必ず事前に問い合わせをして、担当医師の確認をしてください。

どのような病気であれ、症状が出てから治療するより、予防したほうがコストも苦痛もはるかに少なく済むわけです。ワクチンは毎年改良が加えられ、有効率は高くなり、副反応は少なくなってきました。和水町ではインフルエンザ予防接種料金の一部助成を高齢者の方と乳幼児に行なっています。この冬もワクチンの接種を受けて健やかにお過ごしください。



インフルエンザ予防接種料金の一部助成を行います。

満1歳～就学前の方（H20.10.1現在）（接種時1歳以上）

【町立病院小児科外来で接種する場合】

- 実施期間▶ H20.10.16(木)～12.18(木)の毎週木曜日(8回)（ただし、10月30日・11月27(木)を除く）
- 受付時間▶ 午前10時00分～11時00分(10.16～12.18)
- 接種回数▶ 幼児は1回目と2回目の間隔を1～4週間あけて2回接種します。
事前に予約が必要です。早めに受けましょう。
※卵アレルギーがある方は事前にお知らせください。
- 料 金▶ 1回目 1,000円 2回目 1,000円
(残金 1回目3,200円、2回目1,500円については、直接、町から病院に支払います。)
- 持 参 品▶ 母子健康手帳、予診票
接種を希望される方は、予診票を病院受付と役場の健康福祉課に用意しておりますので、必ず接種前に記入してお持ちください。
- 予 約 先▶ 和水町立病院 受付 TEL 0968-86-3105

【町立病院以外で接種する場合】（かかりつけ医がある方は、そちらで接種されても構いません。）

- 実施期間▶ H20.10.1(水)～12.31(水)(医療機関に相談の上)
- 接種回数▶ 幼児は1回目と2回目の間隔を1～4週間あけて2回接種します。
- 持 参 品▶ 母子健康手帳 ※予診票は、医療機関発行のものをご利用ください。
- 助成方法▶ 償還払いとします。母子健康手帳と医療機関発行の領収書(2回分)及び印鑑をお持ちの上、健康福祉課に申請してください。1回につき自己負担1,000円分を差し引いた額を助成します。
※(接種料金は1、2回目ともに4,700円程度)
- 申請期限▶ 助成の申請受付は平成20年1月31日までです。
それ以降は受け付けませんので、ご注意ください。

問い合わせ先 役場 健康福祉課まで

10月のお知らせ

成人健康相談日程

日(曜日)	時 間	場 所
7日(火)	午前 10時00分～11時30分	あばかん家
16日(木)	午前 9時00分～11時30分	本庁 町民相談室
20日(月)	午前 10時00分～11時30分	あばかん家

健診結果や健康に関するいろいろな相談をお受け致します。
ご相談の方は健康手帳をご持参ください。

本庁 健康福祉課 保健予防係（内線 531）
支所 健康福祉課 健康支援係（内線 763）

老人会健康相談日程

日(曜日)	地区名	
	午前9:30～	午後2:00～
3日(金)	蜻 浦	大 江 田
10日(金)	牧 野	寺 山
17日(金)	山 十 町	板 楠 西
24日(金)	野 田	下大田黒
31日(金)	中 十 町	住 吉

各老人会で健康相談を実施します。
今年度は、「生き生き脳生活」と題し、認知症についての講話を行います。
場所は、各地区の公民館で行います。
健康手帳と健診の結果をお持ちください。

問い合わせ先

本庁 健康福祉課
地域包括支援センター係 担当：松村・木庭
(内線534・535)